契約書の「5. 契約保証金」については保証の種類によって書き方が変わります。下記の記入例により記入してください。

1. 指名通知書等に《免除》と記載されている場合

(建設工事請負契約で予定価格500万円未満、業務委託契約で予定価格100万円未満の案件が該当します(税込)。

- 5 契約保証金 免除
- 2. 公告、指名通知書等に《金銭的保証(10%)》と記載されている場合 次の6通りに分かれます。
 - (1) 現金で納める場合
 - 5 契約保証金 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
 - ※現金で納める場合、契約検査課で納付書を作成します ので、事前に連絡をお願いします。納付書を受取り後、 銀行で払込みをしてください。
 - (2) 有価証券(利付国債、地方債、小切手)を提出する場合
 - 5 契約保証金 担保(有価証券の提供)
 - (3) 銀行等の保証を付す場合
 - 5 契約保証金 担保(銀行等の保証)
 - (4) 前払保証事業会社の保証を付す場合
 - 5 契約保証金 担保(前払保証事業会社の保証)
 - (5) 損害保険会社の保険を付す場合
 - 5 契約保証金 免除(履行保証保険)
 - (6) 損害保険会社の履行保証証券を付す場合
 - 5 契約保証金 免除(公共工事履行保証証券)
- 3. 公告、指名通知書等に《役務的保証(30%)》と記載されている場合
 - 5 契約保証金 免除(公共工事履行保証証券)